

主任介護支援専門員更新研修に係る受講要件等について

【別紙1】

★受講要件★ 指導事例が提出でき、かつ、下記（1）～（5）のいずれかに該当する者

下記②～⑧より2科目の指導事例の提出が必要となります。（A群より1事例、B群より1事例を選択）

A群 ②脳血管疾患のある方 ③認知症のある方 ④大腿骨頸部骨折のある方 ⑤心疾患のある方
 B群 ⑥誤嚥性肺炎の予防 ⑦看取り等における看護サービス ⑧家族への支援の視点や社会資源
 （※原則として、特定事業所加算を取得していない事業所においては、介護支援専門員実務研修の実習受入において実習生へ指導した事例を含むことができるものとする。）

(1) 介護支援専門員に係る研修の企画、講師やファシリテーターの経験がある者		確認方法
対象とする時期	5年以内（令和2年度から主任更新研修締切月までの間）	
対象となる研修 (県内で実施されているもの)	鹿児島県より指定を受けて鹿児島県介護支援専門員協議会及び鹿児島県社会福祉協議会が行う研修。 ①介護支援専門員実務研修 ②介護支援専門員更新研修（実務経験者）・専門研修課程Ⅰ又はⅡ ③介護支援専門員更新研修（実務未経験者）・再研修 ④主任介護支援専門員研修 ⑤介護支援専門員実務研修の実習を受け入れた事業所において主任介護支援専門員として実習生を指導・助言した者 ⑥各地域で開催しているケアプラン点検において助言者として従事している者	【様式1-1】「介護支援専門員に係る研修の企画、講師、ファシリテーターの経験に関する申出書」を提出 【様式1-2】又は、県社会福祉協議会が発行する「実習生受け入れ証明書」を提出 【様式1-3】各地域で開催しているケアプラン点検において助言者として従事している者

(2) 地域包括支援センターや職能団体等が開催する法定外の介護支援専門員の資質向上に資する研修等に年4回以上参加した者		確認方法
「地域包括支援センターや職能団体等」の考え方	①鹿児島県介護支援専門員協議会（地域支部を含む） ②日本介護支援専門員協会（ブロック及び都道府県支部を含む） ③地域包括支援センター ④行政機関 ⑤介護支援専門員の資質向上に資する研修を実施する職能団体等（注1）	【様式2】「法定外研修受講履歴証明書」を提出 ※法定外研修は講演・講義演習形式のものとする。 ・オンライン研修は可（録画・DVD・オンデマンド等は不可） ・ケアプラン点検・会議・事例検討会・施設内研修等は不可
対象とする時期	5年以内（令和2年度から主任更新研修締切月までの間）	
「4回以上」の考え方	4月～翌年3月までの一年間に年4回以上かつ合計時間が16時間以上とする。	

（注1） 医師会・歯科医師会・看護協会・社会福祉士会・介護福祉士会・老人保健施設協会・老人福祉施設協議会・薬剤師会・日本福祉用具供給協会・福祉用具協会・医療ソーシャルワーカー協会・理学療法士会・作業療法士会・言語聴覚士会・針灸マッサージ師会・精神保健福祉士会・栄養士会・歯科衛生士会・地域包括・在宅介護支援センター協議会・柔道整復師会・視能訓練士会・義肢装具士協会・公認心理師協会・県社会福祉協議会（福祉人材・研修センター）等

(3) 日本ケアマネジメント学会が開催する研究大会等において、演題発表等の経験がある者		確認方法
対象とする時期	5年以内（令和2年度から主任更新研修締切月までの間）	演題発表等 実績証明書を提出 ※必要に応じ日本ケアマネジメント学会へ本協議会において確認

(4) 日本ケアマネジメント学会が認定する認定ケアマネジャー		確認方法
		認定ケアマネジャー登録証のコピーを提出

(5) 主任介護支援専門の業務に十分な知識と経験を有する者であり、都道府県が適当と認められる者		